

## 職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

### 1. 事件の概要及び経過

令和8年4月29日未明、本市職員が飲酒運転により物損事故を起こし、事故発生後、道路交通法上求められる警察への通報等の措置を講じることなく、車両を現場に残したままその場を離れた。その後、職員とともに警察署へ出頭し、酒気帯び運転、安全運転義務違反及び事故不申告の疑いにより逮捕された。その後の警察及び検察による捜査の結果、同年5月15日、上記の各罪により起訴された。

### 2. 処分年月日

令和8年6月17日

### 3. 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり処分を行いました。

所属	性別	氏名	年齢	処分内容
総務課付 係長	男性	小島 一晃	41歳	懲戒免職

### 4. 市長コメント

このたび、本市職員が酒気帯び運転、安全運転義務違反及び事故不申告により逮捕・起訴されるという事案が発生し、市民の皆様のご信頼を大きく損なう結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます。本件につきましては、事案発生後、うきは市職員懲戒審査委員会を設置し、本人に対する複数回の事情聴取を行うとともに、事実関係の確認等、慎重に調査及び審査を重ねてまいりました。その結果、本日、当該職員に対し懲戒免職処分を行いました。

本市では事案発生直後から、飲酒運転撲滅に関する全職員への研修や宣誓カードの取り組みなど、再発防止に向けた様々な取組を進めてまいりました。改めて、職員一人ひとりが「飲酒運転をしない・させない・見逃さない」という強い意識を持ち、公務員としての自覚と責任を再認識するとともに、綱紀粛正及び服務規律の確保を徹底してまいります。

本市といたしましては、本件を極めて重大かつ遺憾な事案として厳粛に受け止めております。今後も組織を挙げて飲酒運転の撲滅と不祥事の再発防止に取り組み、市民の皆様からの信頼回復に全力で努めてまいります。

お問い合わせ先  
うきは市役所  
0943-75-3111(代表) 0943-75-4980(総務課直通)  
市長公室長 石井 太 (内線 220)  
総務課長 浦 聖子 (内線 221)

[参 考]

## 飲酒運転撲滅に向けた再発防止策について

### ①飲酒運転撲滅研修の実施

全職員を対象とした飲酒運転撲滅研修（職員不祥事防止研修）を計4回実施し、飲酒運転の危険性や法的責任、社会的影響について理解を深めるとともに、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図りました。

### ②飲酒運転撲滅カードによる宣誓

全職員に「飲酒運転撲滅宣誓カード」を配布し、本人及び家族等の大切な人からの署名を行った上で、「飲酒運転をしない・させない・見逃さない」ことを宣誓しました。カードを常時携帯することで、飲酒運転撲滅に対する意識の継続的な定着を図ります。

### ③アルコールチェックの徹底

従来から実施している公用車運転前後のアルコールチェックに加え、携帯型アルコールチェッカーの所持を推奨し、出勤前のアルコールチェックの徹底を図ることで、飲酒運転を未然に防止する体制を強化します。

### ④飲酒運転防止確認者の設置

職場又は職員同士での飲酒を伴う会食の際には、「飲酒運転防止確認者」を設置し、参加者の帰宅方法等を事前・事後に確認することで、飲酒運転を発生させないための組織的な防止対策を実施します。

**飲酒運転は絶対に許しません。**

うきは市は組織全体で飲酒運転の撲滅に取り組みます。